

上士幌町SDGs推進本部設置要綱

(目的)

第1条 国際連合が採択した「持続可能な開発目標」(以下「SDGs」という。)の目標・ターゲットの達成に向けて、本町における取組を総合的かつ効果的に推進するため、上士幌町SDGs推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) SDGsの推進に係る企画・調整に関すること。
- (2) SDGsと総合計画及び個別計画の一体的な推進に関すること。
- (3) その他、SDGsの推進に必要な事項。

(構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副町長をもって充てる。
- 4 本部員は、教育長及び各課部局長の職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要に応じ、本部員以外のものに対し、会議への出席を求めることができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 会議は、本部長が招集する。

(プロジェクトチーム)

第6条 所掌事項に係る具体的な取組の検討・実施にあたり、本部にプロジェクトチームを設置することができる。

- 2 プロジェクトチームは、リーダー及びチームメンバーをもって構成する。
- 3 リーダーは、SDGsを担当する主査の職にある者を充てる。
- 4 リーダーは、プロジェクトチームを代表し、会務を総括する。
- 5 チームメンバーは、自薦・他薦を含め、職員及び町民の中からリーダーが指名する。
- 6 リーダーは、必要に応じ、チームメンバー以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 事務局は、ゼロカーボン推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- この要綱は、令和3年6月3日から施行する。
- この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。